

# 神戸町独自の緊急支援 ストップコロナ対策事業

## 第5弾



## 赤ちゃんから学生までを対象に 1人当たり2万円を支給します

ごうど 子ども未来応援金(子育て・教育支援給付金) 事業費:7,500万円

### 支給対象となる世帯(児童・学生1人につき2万円)

#### 子育て世帯(出生児から高校生世代まで)

- ①中学生(平成19年4月2日以降生まれ)までの子どもを養育する父母  
※令和5年4月1日までに出生した子どもの父母も対象とします
- ②高校生等(平成16年4月2日~平成19年4月1日生まれ)を養育する父母  
・神戸町から児童手当を受給されている方は、申請不要です。  
・①のうち公務員の方、及び高校生のみを養育している方は、申請が必要です。  
対象者の方には、申請書を送付します。  
・父母及び対象児が神戸町に住民登録されている世帯が対象です。



#### 大学生や専門学校生等を持つ世帯(申請が必要です)

- 対象者** 大学等で修学している学生の生計を維持する父母  
**(申請できる方)** ※大学等で修学する学生が町外で生活している場合でも、  
父母が神戸町に住民登録されていれば対象となります



大学等とは、学校教育法に基づき設置された大学(短期大学、大学院を含む)・高等専門学校(第4学年以上に限る)・専修学校(専門課程(専門学校)に限る)・大学受験予備校などです。  
詳細は町HPをご確認ください。

**申請期限** 令和4年12月1日(木)~令和5年3月10日(金)

**申請方法** 子ども家庭課(窓口⑦)に持参又は郵送(当日消印有効)※申請書は担当課及び町HPで配布

**必要書類** (いずれも令和4年11月30日時点で有効のもの)

- ・学生証(表裏 両面)又は大学等が発行する在学が確認できる書類の写し
- ・申請者本人名義の通帳見開き部分の写し又はキャッシュカードの写し  
※学生名義の口座に振り込むことはできません。必要に応じ、その他の書類を提出していただくことがあります。



▲町HP

子ども家庭課 ☎27-0176



## 町指定ごみ袋を無料で配布します

### 神戸町指定ごみ袋配布事業

事業費:90万円  
(ごみ袋製作費は含みません)

対象世帯に12月下旬に引換券を郵送します。引換券に記載の店舗に持参してお受け取りください。  
なお、役場窓口での取り扱いはできません。

- 対象世帯** 11月21日現在、町に住民登録があり、引き続き在住の世帯  
**配布数等** 1世帯につき**3袋**(1袋10枚入り・袋の大小の組合せは選択可)  
**引換期限** 令和5年2月28日(火)



産業環境課 ☎27-0178



## 事業者 支援

### 第2弾

# 売上減少した事業者に交付金を支給します

## 頑張れ!ごうど事業者応援金

事業費:1,850万円

(中小企業者(法人・個人事業者)売上減少支援給付金 第2弾)

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業経営に影響を受け、売上が20%以上減少した中小企業者に対して給付金を支給します。

**対象者** R3年12月1日以前から1年以上継続して町内で事業を営んでおり、今後も継続して神戸町内で事業を営む意思がある中小企業者(法人及び個人事業者)。

**要件** 次の(1)または(2)に該当する中小企業者。

(1)R3.11.1からR4.11.30までの間に、岐阜県中小企業資金融資制度における融資を受けることを目的として、町から「セーフティネット保証4号」の認定を受けた中小企業者(法人及び個人事業者)。



▲町HP

(2)R3.11.1からR4.11.30までの間で、申請者が任意に指定した連続する3か月間の事業収入(売上)の合計額が、前年(1年前)、又は前々年(2年前)、3年前同期のいずれかの合計額と比べて**20%以上減少**している中小企業者(法人及び個人事業者)。

交付額

法人:10万円

個人事業者:5万円

※交付は1事業者につき1回限り



**申請期間** 令和4年12月1日(木)～令和5年3月10日(金)  
※申請方法等の詳細については町HPをご確認ください。

まちづくり戦略課 ☎27-0172

## 岐阜県 事業

# 子育て世帯に対し1万5千円を支給します

## 岐阜県子育て世帯負担軽減給付金

### ◆対象者

令和4年10月31日時点で神戸町に住所があり、①～③のいずれかに該当する方

①令和4年11月分の児童手当を神戸町から受給している方

②公務員で、令和4年11月分の児童手当を受給している方

③高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の児童の主たる養育者

※養育者の所得が児童手当所得制限限度額を超える方及び、特例給付受給者の方は対象外

・神戸町から児童手当を受給されている方は申請不要です。

・②及び高校生のみを養育している方は申請が必要です。

対象者の方には申請書を送付いたします。

### ◆支給額

1世帯あたり1万5千円

※子どもの人数に関わらず、支給額は一律です。

### ◆申請期限

令和5年1月31日(火)まで

子ども家庭課 ☎27-0176